

# 令和8年度幕張豊砂ウォークアブル社会実験業務委託 仕様書

## 1 目的

幕張新都心豊砂地区（以下「幕張豊砂地区」という。）は、幕張豊砂駅開業や近接する大型商業施設等の立地等により、市内外から通年多くの人々が来訪するエリアである。本市では、このエリアを滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）に指定するとともに、周辺の企業・団体と千葉市の9者を構成員とする「幕張豊砂ウォークアブル推進社会実験実行委員会（以下「実行委員会」という。）」を組成し、イベント等による官民パブリックスペースの活用促進に加え、公共空間に人工芝やベンチを設置するなど、日常的な滞在空間を創出して「ひと」が歩きたくなる空間づくりに向けた取組みを進めている。

このような中、幕張豊砂地区では、長期化する暑さを踏まえた屋外空間における滞在快適性の確保や、周辺の催事情報等の発信とあわせた駅前空間の景観形成及び魅力向上に資する設備の充実が課題となっている。このため、本市では、令和9年度以降に、暑熱対策機能及び情報発信・案内・広告機能の整備を検討している。

本業務は、これまでの取組みや課題を踏まえ、令和9年度以降の整備に向けた社会実験として、当該機能を備えた設備等を試験的に設置し、それぞれの効果及び課題等を把握するとともに、今後の整備の方向性を整理することを目的とする。

なお、本業務は国の交付金（社会資本整備総合交付金）を活用して実施する事業であり、令和9年度以降に予定する整備についても、同交付金を活用して実施することを想定している。

## 2 委託名

令和8年度幕張豊砂ウォークアブル社会実験業務委託

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

## 4 適用の範囲

本仕様書は、千葉市が発注する「令和8年度幕張豊砂ウォークアブル社会実験業務委託」を受託した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、その他関係法令によるものとする。

## 5 業務の理念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

## 6 業務の指示及び監督

(1) 受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

(2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

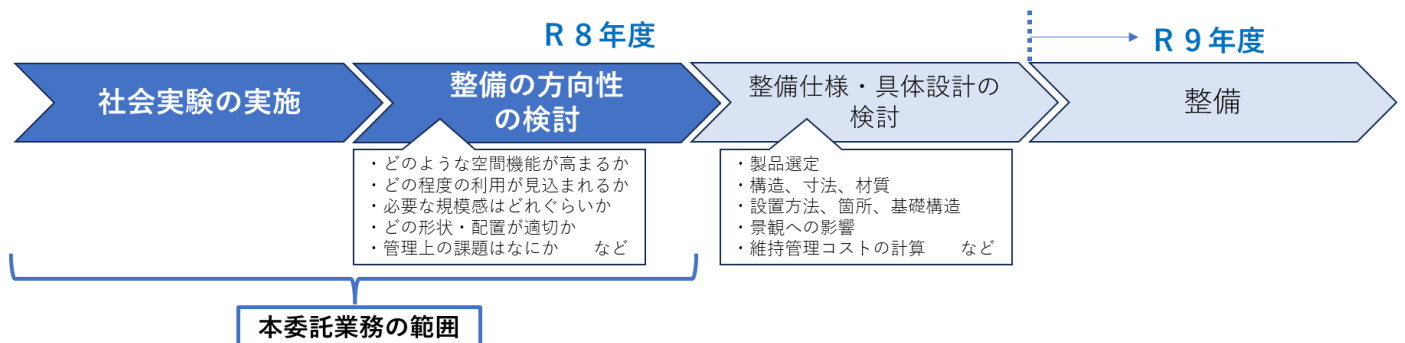
## 7 対象地域

本業務における対象地域は、幕張豊砂地区のうち、「都市再生整備計画幕張新都心地区（令和8年4月策定）」における滞在快適性等向上区域内とする（別紙「位置図1」のとおり）。

なお、具体的な実施場所は、「9 業務内容」に示す箇所とする。

## 8 業務の目標

本業務は、下図のとおり、整備に向けた社会実験の実施及び整備の方向性の検討を行うものである。



なお、本業務では、以下①～④の達成を目標とする点に留意すること。

- ① 暑熱対策機能を備えた設備等を試験的に設置し、屋外空間における滞在快適性等向上の可能性を確認する。
- ② 情報発信・案内・広告機能を備えた設備等を試験的に設置し、周辺催事への回遊促進、駅前空間の景観形成や魅力向上及び広告事業の可能性を確認する。
- ③ ①及び②の実施を通じて、令和9年度以降の整備に向け、以下の事項について検証を行う。
  - ・必要性及び利用傾向
  - ・適地及び配置
  - ・必要規模
  - ・形式及び形状タイプ
  - ・官民連携による管理運営手法 など
- ④ 上記の結果を踏まえ、令和9年度以降の整備に向けた設備仕様、配置、運用等の方向性を整理する。

## 9 業務内容

### (1) 社会実験の企画検討

本業務の目的及び検証内容を踏まえ、効果的な実施方法（設置物、空間構成、設置期間中の管理運営手法等を含む。）を企画・提案すること。

また、企画内容は以下の点に留意し、発注者と協議の上、決定すること。

- ・対象地の特性や既存設置物との連動性等を踏まえ、発注者と協議の上、有効かつ実現可能な整備方針の仮説を立て、仮説に基づき実施・検証を行うこと。
- ・整備方針の検討にあたっては、令和9年度以降の整備費用を合計1,000万円程度と想定すること。
- ・整備後の管理運営手法（官民の役割分担等を含む。）についても検証を行うこと。

## (2) 社会実験の実施

### ア 実施内容

#### (ア) 暑熱対策機能

日よけ等を仮設し、暑熱環境下における滞在快適性等向上に資する空間づくりを実施する。

※暑熱対策機能に加え、夜間などの多様なシーンにおいて空間価値の向上に資する付加的な機能についても提案することが望ましい。また、日よけのほか、ミスト等の暑熱対策手法についても、提案により実施することができるものとする。

- ・設置場所は市道豊砂701号線とする。（別紙「位置図2」のとおり）
- ・設置期間は、8月～10月のうち3週間程度とする。
- ・設置期間中は、周辺企業・団体の取組みと連携を図り、暑熱対策の観点から、滞在快適性等向上に資する空間づくりを行うこと。

#### (イ) 情報発信・広告・案内機能

柱巻き広告、広告塔等を仮設し、周辺催事等に関する情報発信及び駅前空間の景観形成や魅力向上を図る。

- ・設置場所は幕張豊砂駅前広場とする（別紙「位置図3」のとおり）。なお、提案により、市道豊砂701号線等を活用した追加的な取組を実施することも可能とする。
- ・設置期間は3週間程度とする。
- ・設置物は単体での設置ではなく、複数の設置物を連動させ、駅前空間の景観形成や魅力向上に資する配置・構成とすること。
- ・設置物は、アナログ又はデジタルのいずれでも可とする。
- ・設置期間中は、周辺で開催される催事等と連携を図り、発注者と協議の上、催事広告等の掲載及び更新を行うこと。
- ・掲載データは発注者が提供するものとし、掲出に必要な制作、出力、掲出及び更新作業は受注者が行うこと。掲載内容は最低2回更新すること。

### イ 実施にあたっての留意点

- ・本業務は国の交付金（社会資本整備総合交付金）を活用して実施する事業であり、令和9年度以降に予定する整備についても、同交付金を活用して実施する予定である。このため、社会実験の実施内容、整備の方向性については、交付金対象事業要件との整合性に配慮し、発注者と十分協議の上、決定すること。
- ・実行委員会及び周辺施設と連携を図るとともに、必要に応じて協議・調整を行い、関係者との合意形成を図りながら実施すること。

- ・関係者との協議に必要な資料の作成、協議録の作成を行うこと。
- ・道路管理者、警察署及び景観・デザインに関する関係部署との協議・申請にあたっては、発注者が主体となって実施するものとし、受注者は資料作成等の必要な支援を行うこと。
- ・保健所、消防その他関係機関への必要な手続きについては、受注者が実施すること。
- ・設置物については、道路上の安全性の確保を優先したうえで、幅広い世代の関心を集めるデザインとなるよう配慮すること。
- ・設置物については、強風時等における安全性に十分配慮すること。
- ・実施場所には既設の水道及び電気設備等がないため、社会実験の実施に必要な水、電気等については、原則として受注者が自ら確保すること。
- ・実施期間中は、参加者及び通行者の安全確保に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。なお、周辺施設及び管理者等から要請があった場合は、警備員の配置等を含め、速やかに対応できる体制を確保すること。
- ・災害時、荒天時及び事故・事件等の緊急時に備え、緊急連絡体制及び対応体制を構築し、発注者に事前共有すること。
- ・本業務の遂行に際しては、第三者に損害又は危害を及ぼさないよう十分配慮すること。また、事故・苦情等のトラブルが発生した場合は、受注者の責任において対応し、速やかに発注者へ報告すること。なお、業務実施に起因する事故等に備え、責任賠償保険等へ加入すること。
- ・社会実験の実施後は、開催場所の原状回復を行うこと。

### (3) 効果検証

- ・本業務の目的及び検証内容を踏まえ、アンケート調査、行動観察、人流分析等を実施し、適切な効果検証、分析及び評価を行うこと。
- ・検証手法については、目的に応じた効果的な手法を提案の上、発注者と協議し決定すること。
- ・必要性及び利用傾向、適地及び配置、必要規模、形式及び形状タイプ、官民連携による管理運営手法等について検証すること。

### (4) 整備の方向性の提案

- ・社会実験の結果を踏まえ、令和9年度以降の整備に向けた設備の仕様、配置、運用等の方向性について、発注者と協議の上、整理すること。
- ・整備の検討にあたっては、国の交付金（社会資本整備総合交付金）の活用を前提とし、交付金対象事業要件との整合性に配慮しながら、設備の仕様等を検討すること。
- ・整備にあたって想定される設備・製品の特徴や導入方法、管理運営手法、参考となる事例等について、情報提供等の支援を行うこと。

## 10 各種手配及び必要経費について

本業務の実施にあたり発生する資料や物品、交通費等の経費は委託費に含むものとする。

## 11 作業計画書の作成

受注者は、次に掲げる事項を記載した作業計画書を作成し、発注者と協議の上、承認を得るものとする。

### (1) 業務内容及び工程

「9 業務内容」の工程別の作業実施計画を立案するものとする。

### (2) 業務実施体制

業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先

#### 【業務実施体制における想定する役割】

総括責任者…本業務委託を確実に履行するため、本業務全体を総括する責任者

実施責任者…本業務委託の個別業務を履行するため、総括責任者の指揮・監督の下、現場での当該個別業務の実施を指揮する責任者

業務担当者…実施責任者の指示・監督の下、担当業務に従事する者

### (3) 配置予定の担当者名簿

担当分野、氏名、所属、実務経験等

### (4) その他

発注者が他に必要とする事項

## 12 打合せ等

受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、実施責任者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、受注者は業務進捗の情報共有、業務の実施方針について、定例打合せをすることとする。頻度は月に1～2回程度を基本とし、適宜オンライン方式も活用しつつ、必要に応じて開催する。

## 13 打合せ記録等の作成

受注者が関与する打合せ等については、速やかに会議録を作成し発注者に提示する。

(ただし、議論の内容により、結論等を簡潔に記した会議メモでも可とする)

## 14 業務を進める上での留意事項

(1) 作業計画書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。ただし、発注者の指定する場合はこの限りではない。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者との協議の上で決定する。

(3) 業務の実施に当たって、発注者及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。

(4) 業務計画等に、重要な変更が生じる場合には、事前に発注者と協議を行うこと。

(5) 庁内外の会議等において、業務進捗状況についての報告を求められることがあるので、必要な資料を作成すること。

## 15 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、関係法令、規則等を遵守すること。

## 16 権利関係

### (1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。
- イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

### (2) 著作権・知的財産権の使用

- ア 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者はその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

## 17 業務の再委託について

(1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならないこととする。主たる部分とは、本業務における企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務を指す。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、次の事項を発注者に対して通知しなければならない。

- ア 再委託先の名称
- イ 代表者氏名
- ウ 再委託内容
- エ その他必要な事項

(3) 受注者は、本業務を履行するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を発注者に対して報告の上、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- ア 再委託が必要な理由
- イ 再委託先
- ウ 再委託の内容
- エ 再委託先が取り扱う情報
- オ 受注者の再委託先に対する監督方法

(4) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、発注者に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。

## 18 発注者が提供（貸与）できる資料等

- (1) 市保管の各種図面等
- (2) 市保管の書籍等
- (3) その他業務に必要なもの

## 19 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書（本編、概要版） 各1部
  - ・業務の実施状況が分かる写真
  - ・本業務遂行等において作成した成果物（計画書や広報物等）
  - ・効果検証結果
  - ・社会実験の結果を踏まえた、整備の方向性の提案
  - ・その他発注者が必要と認めるもの
- (2) 電子データを記録した媒体（DVD-R など） 1式
- (3) 打合せ資料・関係者等との協議資料
- (4) その他発注者が指示するもの

## 20 その他

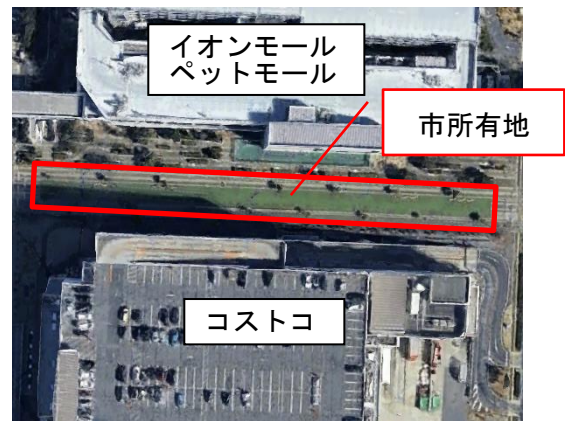
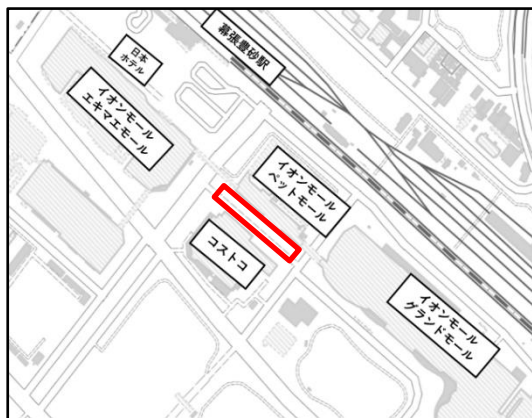
- (1) 本業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の報告を求められることができるものとする。

(別紙)

位置図1：「都市再生整備計画幕張新都心地区」における滞在快適性等向上区域



位置図2：市道豊砂701号線



位置図3：幕張豊砂駅前広場

